

全農薬通報

No.257

平成20年 10月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・会議打ち合わせ等
- ・全農薬第 240 回理事会
- ・各種シンポジウム等の報告
- ・第 64 回植物防疫研修会報告
- ・次期植物防疫研修会参加募集（平成 21 年 1 月 26 日～30 日）
- ・組合員の異動

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・全国農業厚生年金基金

◎農林水産省等行政からのお知らせ

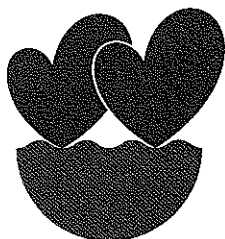
- ・第 1 回 GAP の推進に係る情報交換会
- ・平成 20 年度病害虫発生予報第 8 号の発表について
- ・麦類のデオキシニパレノール・ニパレノール汚染低減のための指針（案）
- ・全農薬理事長あて通知
- ・平成 20 年産水稻の作付面積及び 9 月 15 日現在における作柄状況

◎その他のお知らせ

- ・前全農薬参事弓削さんからの便り
- ・農薬工業会出荷実績（7月～8月）

◎全農薬ひろば

- ・コスモス



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

【会議打ち合わせ等】

1. 8月20日：上田ワープロとの打合せ

日時：8月20日（水）15：30～

場所：全国農薬協同組合会議室

2009年度版農薬ガイドブック作成（役割分担、スケジュール等）打合せ

決定事項：12月上旬製本終了、中旬目途に組合員への配布予定。

2. 緑の安全管理士認定審査委員会

日時：9月8日（月）

出席者：技術研修委員：古津昇（住友化学）、大前寛（北興化学）、矢口重治（理研グリーン）、古津啓作（正和商事）、荒木隆男（東日本グリーン）、花井正博（農薬工業会）

審査委員：村井敏信（日植防）、小林由幸（ロイヤルグリーン・メンテナンス）

磯江裕行（農薬工業会）、堀江康雄（全農薬）の各氏

事務局：会長、専務、事務局長

議事概要：平成20年度の「緑の安全管理士」認定事業の実施方針、研修カリキュラム、研修講師及びテキストについて検討。

3. 日本植物防疫協会主催のシンポジウム「農業による病害虫防除対策の新たな展開」

日時：9月10日

場所：東京都北区「滝野川会館大ホール」

東京都北区西ヶ原 1-23-3 Tel.03-3910-1651

シンポジウム内容

農業生産の脅威となる病害虫対策はつねに新しい農薬の登場によって飛躍的に前進してきた。農産物の安定供給の重要性が高まる中、省力化や環境への配慮といった様々な要求に対応しつつ確かな防除に貢献していくためには、優れた農薬素材の開発のみならず製剤施用技術も含めた多様なアプローチが極めて重要。

シンポジウムでは最近における農薬開発の全体動向を紹介、また、今後の病害虫防除に新しい選択肢をもたらす農薬技術が紹介された。更に、これからどのような農薬開発が期待されるかパネルディスカッションした。当日、会場の滝野川会館大ホールには、全国の試験研究、普及機関、農薬企業の関係者など450名が集まり、とかく負の面ばかりが強調される今日の農薬を取り巻く状況の中であって、農薬の技術開発を正面から取り上げた、数少ない正当なシンポジウムであった。

【発表内容】

- ・農薬開発のヒントとアプローチ：日本農薬(株) 今野隆道
- ・新しい病害虫防除資材の開発動向：日本植物防疫協会 林 直人
- ・難防除スクミリンゴガイ対策と果樹フェンチン製剤の新たな展開：サンケイ化学(株) 本郷智明
- ・飛散の少ない微粒剤Fによる水稻病害虫防除：クミアイ化学(株) 矢野祐幸

- ・低薬量の新しい抵抗性誘導剤によるいもち病防除：バ イルコップサイエンス(株) 沢田治子
- ・育苗期からの野菜害虫防除の新たな展開：デュポン(株) 白石 慎
- ・パネルディスカッション「農薬開発に期待するもの」

※当日配布資料は全農薬事務局で保管

4. 全農薬第240回理事会

日時：9月18日（木）13：30～16：30

場所：全農薬会議室

議事内容：議事録

(1) 出席者：理事 19名中 19名出席

(理事長) 松木三男 (副理事長) 羽隅弘治

(理事) 木幡 貢、北濱宏一、池田晃司、鈴木郁夫、金子昌弘、武田晴之、富山道郎、石黒 功、青木邦夫、垣本博司、大森 茂、田中康貴、宇野彰一、松村博三、金井謙一、金子邦昭、野沢雅人

(監事) 岩淵健二、上田修志

(2) 議 題

①.議決事項

- 1) 平成 20 年度決算（案）に関する件
- 2) 平成 21 年度事業計画（案）に関する件
- 3) 新規取扱品目について
- 4) 組合員の加入及び脱退について
- 5) 賛助会員の加入について
- 6) その他（定款変更、全農薬ビル東面外壁改修塗装工事等）

②.協議事項

- 1) 第 43 回通常総会及び第 31 回全国集会スケジュールについて
- 2) 第 43 回通常総会議長候補選出について
- 3) 組合員との取引基本契約書更改状況について
- 4) 全農薬受発注システムについて
- 5) 平成 20 年度植物防疫地区会議について
- 6) 平成 21 年度地区会議について
- 7) 農薬工業会（含支部）「農薬ゼミ」の共催について
- 8) 永年勤続役員・支部長表彰について
- 9) 組合員事業所永年勤続表彰について
- 10) 安全協 30 周年記念事業について（記念講演、記念表彰）
- 11) 役員改選（候補者選考）について

12) その他(12月理事会の日程調整、第44回総会の会場について)

③ 報告事項

- 1) 各委員会報告
- 2) 期限切れ農薬返品に係るアンケート調査結果について
- 3) 農薬工業会との懇談会について
- 4) その他(組合員への連絡事項)

5. 農薬工業会との情報交換会

日時：9月19日(金) 16:00~17:30

場所：全国農薬協同組合会議室

出席者：

・農薬工業会

(井上会長、窪田副会長、福林副会長、奥富専務、宮川業務部長、八尾事務局長)

・全農薬

(松木理事長、羽隅副理事長、田中総務委員長、青木経済活動委員長
北濱教育安全委員長、大森I・T・広報委員長、宮坂技術顧問、堀江参事)

意見交換：農薬を取り巻く最近の情勢について情報交換を行った。

6. 全農薬受発注システム定例連絡会

日時：9月24日(水)

場所：全農薬会議室

出席者(メーカー)：住友化学、日本農薬、シンジェンタジャパン、日産化学、明治製菓
(株)電算システム、堀江参事

7. 第23回報農会シンポジウム

日時：9月26日(金)

場所：「北とぴあ」つつじホール(東京都北区王子1-11-1)

○発表内容

『植物保護ハイビジョン-2008』

—遺伝子組換え作物の現状と課題—

報農会第23回シンポジウムが遺伝子組換え作物の現状と課題をテーマに開催され、下記の6氏による興味深い講演に活発な質疑が交わされた、なお、会場では宮城大学食産業学部の三石誠司先生の講演に、こんなにたくさんの遺伝子組み換え体穀物が日本に輸入されているのかという声も上がっていた。

開 会：10:00~ 10:10 理事長挨拶 岩本 毅

講演：10:10～10:30 遺伝子組換え作物の行政の推進方向

農林水産省農林水産技術会議事務局 横田敏恭

10:40～11:25 遺伝子組換え作物の研究開発の現状

独立行政法人農業生物資源研究所 田部井 豊

11:35～12:20 輸入港周辺で雑草化した遺伝子組換え作物が生物多様性に及ぼす影響

独立行政法人 農業環境技術研究所 松尾和人

13:30～14:00 遺伝子組換えによる花の新開発について

サントリー株式会社 田中良和

14:10～14:50 世界における遺伝子組換え作物による農業生産の現状と将来について

日本モンサント株式会社 山根 精一郎

15:00～15:40 遺伝子組換え作物:世界の動向と今後の日本の展望

宮城大学食産業学部 三石誠司

15:55～16:45 総合討論

※当日配布資料は全農薬事務局で保管

8 第23回功績者の表彰式及び祝賀会(功績者3名:五十音順)

植物防疫の発展に寄与された功績者の表彰式及び祝賀会、受賞者及び業績は以下のとおり。(五十音順)

伊 阪 實 人(いさか まこと)

職 歴：福井県農事試験場,同県立短期大学,同県立大学

業 績：

○ラッキョウの腐敗の原因となる白色疫病に関する研究

○稲白葉枯病の予察方法に関する研究

○薬用植物オウレンの病害に関する研究

石 川 元 一(いしかわ もといち)

職 歴：埼玉県農業試験場,同県園芸試験場

業 績：

○ニカメイチュウの実験的発生予察法の研究

○イネシンガレセンチュウによる黒点米の発生と防除法の確立

○畑作物におけるコガネムシ類の生態と防除法の確立

石 本 茂(いしもと しげる)

職 歴：高知県農業試験場,同県農業技術課,同県病虫害防除所

業 績：

○水稲作型(早,中,晩)の差異とニカメイチュウの化性変化に関する調査研究

○薬剤耐性害虫(ツマグロヨコバイ)に対する防除法の確立

○難防除害虫(ミナミキイロアザミウマ)に対する防除法の確立

9. 第69回植物防疫研修会

期間：平成20年9月25日（木）～10月1日（水）

場所：国立オリンピック記念青少年センター

受講者：56名（全農薬31名、工業会25名）

修了者名簿を24頁に掲載。

10. 植物防疫研修会（平成21年1月開催）の参加募集について

（概要）

1. 研修日程は、1月26日（月）～30日（金）の5日間として実施いたします。
今回から月曜から金曜日までの研修日程になりました。時間割は別紙の通りです。
2. 研修会場は、日本植物防疫協会研究所（牛久市）で実施いたします。
3. 全農薬並びに農薬工業会からの推薦者については、従前に準じて行うこととします。
4. 研修に要する負担金は、教材費、講師謝金、昼食代、付帯経費で一人当たり35,000円の予定です。なお、宿泊等全部合わせると6万4千円程度となります。
5. 研修期間中の昼食は、研修事務局で弁当を手配いたします。
6. 宿泊については、原則自由としますが、牛久駅周辺の宿泊施設を当方で斡旋します。
希望者は申込み時にその旨ご記入下さい。（自家用車を利用される場合は、その旨も）
なお、宿泊料は、シングル5,000-、ツイン4,500-、朝食代は600-です。
（夕食については、各自対応となります。）
7. 斡旋施設から研修会場までの送迎も手配します。斡旋施設以外に宿泊される場合は、送迎は出来ませんので、ご承知おき下さい。
8. 初日は、12：00に「牛久駅」東口にご集合下さい。
研修会場までマイクロバスを準備いたします。

※ 全農薬の組合員は牛久駅周辺のホテルを優先的に確保される予定です。

詳細な募集要領は追って全農薬事務局よりご案内いたします。

新たなカリキュラムは21頁に掲載。

11. 組合員の異動

- 北越農事株式会社は9月1日付で社長交代（新潟県）
代表取締役社長 （旧）星野尚志⇒（新）鈴木春次
- カネコ種苗株式会社9月1日付で代表者交代、関連人事（群馬県）
代表取締役社長 （旧）麻生 潔 ⇒ （新）金子正明（昇任）
専務取締役 （旧）金子正明 ⇒ （新）金子昌弘（昇任）

※（福島）郡山、（茨城）土浦、（栃木）宇都宮、（埼玉）熊谷、（千葉）千葉、（山梨）甲府各支店の代表者も新社長、金子正明に変更。

12. 森六株式会社、会社分割

森六株式会社は、10月1日付で、分割会社とし、商号を「森六ホールディングス株式会社」に変更、同時に「森六ケミカルズ株式会社」及び「森六テクノロジー株式会社」を新たに設立。農薬事業は「森六ケミカルズ株式会社」が継承。

13. 組合員の住所変更

○ 株式会社宮崎温仙堂商店特殊薬品事業部宮崎県央営業所

10月1日から下記に住所変更それに伴う電話,ファクシミリ等の変更は以下の通り。

【住 所】

旧：〒880-0913 宮崎市恒久1-2-18

新：〒881-0035 宮崎県西都市中央町2-26-2

【電話番号】

旧：0985-59-8000

新：0983-42-5505

【FAX番号】

旧：0985-59-8001

新：0983-42-5507

14. 組合員の脱退

(青森県) カワイ青岩アグリ株式会社

(山形県) 有限会社 不二化学工業所

(山梨県) 有限会社 山梨農芸社

(和歌山県) 株式会社 和 農

主 な 行 事 予 定

〔全国農業協同組合〕

平成20年11月17日(月)

第241回理事会

11月18日(火)

第43回総会・第31回全国集会

第242回理事会・記念パーティー

12月10日(水)

第243回理事会

平成21年1月26日(月)～30日(金) 第70回植物防疫研修会

〔全国農業厚生年金基金〕

平成20年11月17日(月)

第37回代議員会・第48回理事会

農林水産省等行政からのお知らせ

1. 第4回 GAP の推進に係る情報交換会について

日時：

場所：農林水産省第2特別会議室

第4回 GAP の推進に係る情報交換会について

農林水産省生産局技術普及課は、9日、標記会議を農林水産省4階「第二特別会議室」で「GAPの推進に係る情報交換会」開催した。

農林水産省は、平成23年度までに概ねすべての主要産地（2,000産地）でのGAPの導入を目指し、積極的な普及を図っている。

こうした中、3月に開催された第2回GAP手法導入・推進会議において、推進会議の下でGAPに携わる実務者等が情報共有、意見交換の場を設けること必要との提案がなされ、GAPに係る取組、課題等について情報共有、意見交換を行うとともに、結果を推進会議へ報告することを目的に、これまで3回標記会議を開催し、議論を進めてきた。

今回の会議は最終回を迎え、これまで議論してきた内容を事務局が取りまとめ今回の情報交換会に諮った。

検討内容は、日本の標準的GAP（農業生産行程管理）となる規範策定を柱に、別添資料の事務局案を中心に検討を行い一部、食の安全管理や環境保全などの考え方を取り入れ、生産者が主体的に取り組める規範を目指すことで合意。

親委員会の「GAP手法導入・推進会議」に、これから報告し、来年初めにもワーキンググループ発足させ具体的な検討に入る予定という。

これまで、7月から3回にわたる情報交換会では、生産者や農協、流通業者らの委員が各組織で取り組むGAPの状況や課題などを話し合ってきた。GAPは、農水省、県、流通業者等が独自のGAPを運用してきたため、現場では生産者や消費者に混乱を招き標準的なGAPの必要性が指摘されていた。

このため、情報交換会では、消費者の求める安全性に対する対応は勿論のこと、ヨーロッパの基準を押し付けるだけではなく、国内農業の実体にあった対応、特定の人だけでなく、全ての生産者が実践できる内容に整理し推進を図ることとした。

関係資料は25～39頁に掲載。

2. 平成 20 年度病害虫発生予報第 8 号の発表について

平成 20 年 10 月 2 日
農 林 水 産 省

平成 20 年度病害虫発生予報第 8 号の発表について

向こう 1 か月の主要な病害虫の発生動向についての予察情報及び病害虫防除に関する栽培管理について解説します。

病害虫防除の主な留意点

病害について特に問題となる発生は見られていません。しかし、現在、病害の発生が少ない作物でも、今後、大雨や日照不足、台風などの影響により、病害が多発する場合がありますので、気象状況に留意して、防除対策を行ってください。

一方、害虫については、天候が害虫の発生に好適な条件（高温・小雨）が続いたこともあり、大豆、果樹のカメムシ類、野菜類のアザミウマ類及びハダニ類、野菜類・花き類に広く被害を及ぼすタバコガ類及びハスモンヨトウなどの発生が多くなっています。

今後、効率的かつ効果的な病害虫防除を行うため、作物の生育状況、気象予報に注意しつつ、都道府県が発表する発生予察情報を活用して、適切な病害虫防除を行ってください。なお、薬剤による防除を実施する場合には、病害虫が薬剤への抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用を避けるとともに、飛散対策を講じてください。

用語の解説

1.【発生量（程度）】

多い（高い）：やや多いの外側 10%の度数の入る幅

やや多い（やや高い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅

平年並：平年値を中心として 40%の度数の入る幅

やや少ない（やや低い）平年並の外側 20%の度数の入る幅

少ない（低い）やや少ないの外側 10%の度数の入る幅

（平年値は過去 10 年間の平均）

2.【地域】

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北東北：青森県、岩手県、秋田県

南東北：宮城県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東：茨城県、栃木県、群馬県

南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 甲信：山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

【大豆】

べと病の発生は、中国、四国及び北九州の一部で「多い」となっています。また、今後の発生は、中国及び北九州の一部で「多い」、近畿及び四国の一部で「やや多い」と予想されます。

吸実性カメムシ類の発生は、北関東、東海、近畿、四国及び南九州の一部で「やや多い」となっています。また、今後の発生は、関東以西の広い地域で平年より「やや多い」と予想されます。都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報を参考に、適期防除を実施してください。

ハスモンヨトウの発生は、北関東、四国及び北九州の一部で「やや多い」となっています。また、今後の発生は、関東、東海、近畿、中国及び四国の一部、北九州で「やや多い」と予想されます。ハスモンヨトウの若齢幼虫は集団で葉裏を食害し、白変葉（かすり・レース状の葉）を生じさせます。白変葉が認められた場合には、薬剤散布を実施してください。

【果樹】

果樹カメムシ類の発生は、東海及び南九州の一部で「多い」、北九州の一部で「多い」又は「やや多い」、甲信、近畿及び四国の一部並びに中国の広い地域で「やや多い」となっています。また、今後の発生は、北関東、近畿及び南九州の一部で「多い」、東海及び北九州の一部で「多い」又は「やや多い」、南関東の一部並びに中国及び四国の広い地域で「やや多い」と予想されます。例年カメムシ類の被害が多い園地や、山林に隣接した園地では、果樹園の観察をきめ細かく行い、飛来があった場合、直ちに防除を行うよう心掛けてください。

（かんきつ）

かいよう病の果実での発生は、南関東の一部で「多い」ほかは平年以下となっています。また、今後の発生は、南関東の一部で「やや多い」と予想されます。伝染源となる発病葉及び発病枝は除去して、確実に園外で処分し、薬剤散布を実施してください。特に、本病は連続降雨及び強風雨により発生が助長されるので、台風が予想される場合は、予防的に防除を実施してください。

そうか病の果実での発生は、近畿の一部で「やや多い」ほかは、平年以下となっており、今後の発生も全国的に平年以下と予想されます。しかし、既に発生が見られる園地では、伝染防止のため、発病葉及び発病枝は除去して、確実に園外で処分し、薬剤散布を実施してください。

黒点病の果実での発生は、九州の一部で「多い」又は「やや多い」となっています。また、今後の発生は、北九州の一部で「多い」、東海及び南九州の一部で「やや多い」と予想されます。伝染防止のため、枯れ枝は除去し、降雨の状況に応じて適切に薬剤散布を実施してください。

ミカンハダニの発生は、中国の一部で「多い」又は「やや多い」、南関東、東海及び南九州の一部で「やや多い」となっています。また、今後の発生は、中国の一部で「多い」又は「やや多い」、南関東及び東海の一部で「やや多い」と予想されるので、発生に応じて薬剤を散布してください。

（その他の果樹）

なし、もも、ぶどう、かき等では、収穫を終えた園地もあり、今後、次年の栽培における病害虫の発生を抑制するための栽培管理が重要となってきます。

なしの黒星病及び黒斑病、もものせん孔細菌病、かきの炭そ病等については、新梢における感染が翌年の発生につながるため、本年発生が見られた園地では、次期作の対策として、収穫後、秋の時期の感染を抑えるための防除を行って下さい。また、発病部位は翌年の伝染源となるため、可能であれば除去し、適切に処分して下さい。

【茶】

茶については既に本年の最終摘採が終了しているところが大半ですが、果樹同様に今後、次年における病害虫の発生を抑制するための栽培管理が重要です。来年の栽培に向け、引き続き病害虫の発生に注意し、発生の状況に応じて、防除を行ってください。

クワシロカイガラムシの発生は、近畿の一部で「やや多い」ほかは平年以下となっており、今後の発生も同様に近畿の一部で「やや多い」と予想されます。これらの地域では、病害虫防除所等が発表する情報を参考に来年の適期防除に備えてください。

チャノコカクモンハマキの発生は、北九州の一部で「やや多い」となっており、今後の発生は、南関東及び北九州の一部で「やや多い」と予想されます。チャハマキの発生は、南関東の一部で「多い」ほかは平年以下となっており、今後の発生も同様に、南関東の一部で今後の発生が「多い」と予想されます。これらの害虫は、地域の予察灯やフェロモントラップでの誘殺状況等を参考にして、適期防除を心掛けてください。

カンザワハダニの発生は、近畿の一部で「やや多い」ほかは平年以下となっており、今後の発生も同様に、近畿の一部で「やや多い」と予想されています。これらの地域では、病害虫防除所が発表する情報を参考に、最終摘採後、休眠に入る前までの防除を行ってください。

【野菜・花き類】

（露地栽培）

野菜類・花き類に広く被害を及ぼすタバコガ類及びハスモンヨトウ並びにアブラナ科野菜のハイマダラノメイガは、高温傾向で推移した関東以西の広い地域で発生が多くなっています。10月以降も、全国的に高温傾向が予想されているため、引き続き発生に注意して下さい。タバコガ類の幼虫は果菜類の果実や葉菜類の結球部に、また、ハイマダラノメイガの幼虫は芯部に食入すると防除が困難となるので、都道府県病害虫防除所から発表されるフェロモントラップの捕殺数や予察圃場での発生状況に関する情報を参考に、若齢期を重点とした適期防除を行ってください。

罹病葉や罹病果は、病害の伝染源となるので、圃場外に除去し、確実に処分してください。

（施設栽培）

虫媒性ウイルス病の防除対策では、病原ウイルスを媒介するアブラムシ類、コナジラミ類及びアザミウマ類の発生抑制は、効果的であり重要です。夏秋栽培から冬春栽培へ移行する施設栽培において、栽培終期を迎えた施設では、これらの害虫（保毒虫）の野外への飛び出しを防ぐため、施設開口部に防虫ネットを設置し、栽培終了後は施設の蒸し込み処理を行うか、作物残渣を株元から切り離しビニール等で密封するなど、生存虫を確実に死滅させてから搬出してください。

また、次作（冬春栽培）の育苗、植付けにあたっては、前作で発生した害虫（保毒虫）を引き継がないよう、施設内及び周辺の雑草を除草してこれら害虫の発生源を除去し、施設開口部に防虫ネットを設置して、害虫の発生及び侵入防止対策を行ってください。

なお、これら害虫の発生源となる施設内及び周辺の雑草は、定期的に除草するように努めてください。

今後の発生量が多い・やや多いと予想される病害虫及び対象地域

作物名／病害虫名	発生が多い地域	発生がやや多い地域
トマト		
灰色かび病	---	東北
コナジラミ類	---	中国、南九州
タバコガ類	---	関東、近畿
なす		

アザミウマ類	---	関東、四国、南九州、沖縄
コナジラミ類	---	北関東、南九州
アブラムシ類	北関東	南関東、近畿
ハダニ類	---	南関東、東海、四国
タバコガ類	南関東	甲信、近畿
きゅうり		
べと病	---	北東北、南関東
うどんこ病	南関東	北陸
アザミウマ類	北関東	南関東
アブラムシ類	---	南関東、近畿、四国
ハダニ類	---	甲信、北陸、四国
いちご		
炭そ病	---	南東北、南関東、四国
アブラムシ類	北関東	南東北、近畿
ハダニ類	北関東	北九州
ねぎ		
さび病	---	東北、北陸
黒斑病	---	北東北、南関東、東海
べと病	---	北関東
軟腐病	---	北陸、四国
ネギアザミウマ	南関東、東海	北東北
シロイチモジヨトウ	---	北関東、東海
アブラナ科（キャベツ等）		
ハイマダラノメイガ	東海	南関東、近畿、中国
野菜共通		
ハスモンヨトウ	---	関東、東海、近畿、四国、北九州
きく		
白さび病	---	近畿
ハダニ類	北関東、四国、南九州	東海、近畿
オオタバコガ	---	東海

その他

前回（平成20年9月4日）以降、各都道府県が発表している発生予察情報は下記のとおりです。

注意報（前回未発表）

発表月日	県名	作物名	病害虫名
9月4日	岐阜	トマト	灰色かび病

注意報

発表月日	県名	作物名	病害虫名
9月5日	佐賀	かんきつ、なし、かき、キウイフルーツ、ぶどう等	果樹カメムシ類
9月5日	高知	野菜類、大豆、花き類等	ハスモンヨトウ
9月8日	愛媛	かき、なし、かんきつ等	果樹カメムシ類
9月9日	三重	かんきつ類、なし、かき、ぶどう等	果樹カメムシ類
9月10日	福岡	大豆	ミナミアオカメムシ
9月12日	長崎	果樹全般	果樹カメムシ類

特殊報

発表月日	県名	作物名	病害虫名
9月8日	秋田	メロン	メロンホモプシス根腐病
9月12日	福島	りんどう	リンドウ黒斑病
9月12日	鹿児島	ミニトマト、なす	ミツユピナミハダニ
9月12日	福井	トマト	タバココナジラミバイオタイプQ
9月24日	宮崎	かんしょ	ヨツモンカメノコハムシ
9月25日	滋賀	きく	キクわい化病

<平成20年度の病害虫発生予察予報の発表予定日>

第9号：11月13日（木曜日）

第10号：2月19日（木曜日）

お問合せ先：消費・安全局植物防疫課
 担当者：防除班大岡，城島
 代表：03-3502-8111（内線4562）
 ダイヤルイン：03-3502-3382
 FAX：03-3502-3386

3、農林水産省麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針案公表

麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針（案）

目次

- I はじめに
- II 麦類の DON・NIV 汚染低減対策
 - 1 赤かび病防除のための取組事項
 - (1) 品種の選択
 - (2) 生育状況の把握
 - (3) 防除適期
 - (4) 農薬の選択
 - 2 栽培管理・乾燥調製等の工程における取組事項
 - (1) 適期における適切な収穫の励行
 - (2) 前作の作物残さ等の適切な処理
 - (3) 適切な乾燥調製の実施
 - 3 かび毒検査の活用
- III 今後の指針の取扱い
- IV 指針を活用した取組の推進について

I はじめに

食品の安全性向上のためには、生産から消費にわたって（「生産現場から食卓まで」）必要かつ適切な措置をとるフードチェーンアプローチが有効であるというのが食品安全に関わる国際機関や先進国の共通認識である。わが国においても、平成 15 年 7 月に施行された食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に、このフードチェーンアプローチが、「食品供給行程の各段階における適切な措置」として取り入れられているが、実際には、食品の種類やその性質、製造方法などによって、各段階で措置をとる必要がないものもあり、また、行程のうち措置の効果が最も有効に現れる段階があるものもある。

農林水産省では、平成 15 年から、食品の安全確保や安全性の向上を目的として、科学的原則に従って、科学的知見に基づくリスク管理を進めてきた。リスク管理の対象とする危害要因には、多種の化学物質や微生物があるが、その中には農産物の生産段階で生成されるものや環境から農作物を汚染するものがある。それらに起因するリスクを低減するためには生産段階において適切な措置をとることが不可欠である。

農産物を汚染する危害要因の中に、かび毒というグループがある。これは生産段階や貯蔵段階において、植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかびが産生する化学物質で、その中には人の健康に悪影響を及ぼすものがある。

デオキシニバレノール（以下、「DON」という。）やニバレノール（以下、「NIV」という。）は、麦類（小麦及び大麦）の品質低下や収穫量の減少の原因となることが知られている赤

かび病の病原菌であるフザリウム属のかびが産生するかび毒である。

わが国では麦の生育後期に降雨が多く、赤かび病が発生しやすい気象条件にある。過去に比べると防除技術の進展や収穫方法の改善により、赤かび病の被害は減少したものの、気象条件によっては赤かび病がまん延し、それによって病原菌が産生する DON・NIV による汚染がおこる可能性がある。DON・NIV は加工や調理工程においても完全に除去することは難しいため、生産段階において、その汚染を防止することが重要である。

デオキシニバレノールについては、平成 14 年 5 月に暫定的な基準値が設定され、農林水産省ではそれを踏まえ農産物検査規格を改正し、流通上の規制の強化を行った。また、生産段階においても、赤かび病対策に係る取組が強く求められていることを踏まえ、生産現場への指導の強化を図ってきたところである。

さらに、農林水産省は、DON・NIV の含有実態調査やその低減技術に関する研究開発を進めてきており、これらの成果等を踏まえて、麦類の生産過程に係る DON・NIV 汚染低減のための指針を作成した。

本指針は、麦類の播種前から収穫までの栽培段階、乾燥調製、貯蔵の各工程における DON・NIV 汚染低減対策を示しており、産地において適切な指導が実施されることが望まれる。

II 麦類の DON・NIV 汚染低減対策

1 赤かび病防除のための取組事項

(1) 品種の選択

赤かび病抵抗性は、麦の種類や品種により異なり、各都道府県の奨励品種における赤かび病抵抗性を見ると、小麦では「中」、「やや弱」の品種が、二条大麦では「やや強」の品種が、六条大麦では「やや弱」、「弱」の品種が多くなっている。

赤かび病の発病・まん延防止のためには、赤かび病抵抗性の比較的強い品種を選択することが望ましい。しかし、品種の赤かび病抵抗性に頼るだけでは、その発病・まん延を防ぐことには限界があり、薬剤による防除も行う必要がある。また、パン用小麦品種や六条大麦は赤かび病抵抗性が比較的弱いことなどから、その防除には細心の注意が必要である。

(2) 生育状況の把握

麦類は、気象条件や栽培管理によって、出穂期や開花期が大きく変動する。

このため、防除適期を逃さないためにも、ほ場における麦類の生育状況を的確に把握しておく必要がある。

普及指導センターなどが生育状況報告等を出している地域においては、こうした情報に注意するとともに、農業者も、出穂期頃からほ場を巡回するなど、直接生育状況を把握する。

(3) 防除適期

ア 赤かび病を防ぐためには、麦の種類に応じて、必ず以下の時期に最初の防除をしなければならない。

種 類	最初の防除を行う生育時期
小 麦	開花を始めた時期から開花期（1穂につき数花開花をしているものが、全穂数の40～50%に達した日）までの間
二条大麦	穂揃い期（全茎の80～90%が出穂した日）の10日後頃
六条大麦	開花を始めた時期から開花期までの間

さらに、地域の気象条件、過去の被害の状況等に加え、普及指導センター、農業団体、病害虫防除所等からの各種情報や、品種の赤かび病抵抗性などを考慮して、必要に応じて追加の防除を行う。

イ 赤かび病の防除は適期を逃さず行うことが重要であり、防除適期に降雨が多い場合であっても、短い晴れ間を利用するなどして、確実に防除を実施する必要がある。

（4）農薬の選択

赤かび病防除の適用農薬、剤型について、薬剤や剤型による効果の違い、その地域の防除方法、農薬の飛散が周辺農作物や近隣住宅地に与える影響等を考慮して適切に選択する。

2 栽培管理・乾燥調製等の工程における取組事項

（1）適期における適切な収穫の励行

ア 収穫適期

刈り遅れは、発芽粒、くされ粒等の発生による品質低下だけでなく、DON・NIVの産生を助長する原因となることから、適期に確実に収穫することが必要である。

麦類の収穫適期は年により大きく変動するが、麦粒中の水分含有濃度30%以下（ビール大麦については25%以下）がその目安となる。収穫に当たっては、普及指導センターや農業団体等からの情報に注意し、農業者においてもほ場を巡回し、登熟の程度を把握した上で収穫を実施する。

共同乾燥調製施設を利用している地域は、各ほ場の生育状況を把握しつつ、地域で収穫作業計画を作成し、施設の受入能力にあわせた計画的な収穫を行うことが望ましい。

イ 赤かび病被害麦の別刈り

収穫時にほ場を確認し、赤かび病発生の多い場合や発生ほ場で倒伏がみられた場合は、かび毒汚染の可能性が非常に高くなるため、可能な限り、他の麦とは分けて収穫する必要がある。

（2）前作の作物残さ等の適切な処理

赤かび病の第1次伝染源は、土壌表面の作物残さに形成される子のう殻であり、この子のう胞子が飛散して、麦類の穂に感染する。また、赤かび病菌は特にイネ科作物（トウモロコシ、稲、麦類）、イネ科雑草に感染しやすい。

このため、前作物の種類や耕起方法によって子のう殻の形成量が異なり、赤かび病の発生程度が変動することから、前作の作物残さ等のほ場からの持出し、アップカットロータリーでの耕起や低速度での耕起による確実な鋤込み等や、輪作により赤かび病菌の密度を

低下させるなどの耕種的防除の実施が望ましい。

(3) 適切な乾燥調製の実施

ア 収穫後の速やかな乾燥の励行

収穫後、適切な水分まで乾燥する間に、赤かび病菌が増殖し、DON・NIV が産生される場合がある。このため、収穫した麦は可能な限り速やかに乾燥をする必要がある。

また、この間は、収穫した麦を長時間放置することは避け、通風などにより水分を低下させることが望ましい。

イ 荷受け時の仕分けの徹底

共同乾燥調製施設においては、荷受け時に必ず赤かび病被害粒のチェックを行い、赤かび病被害粒が見られた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。

ウ 適切な調製の実施

赤かび病被害粒は、粒厚が薄く、また比重が軽い傾向があることから、粒厚選別や比重選別により、DON 含有濃度の低減を図ることが可能であることが確認されている。

このため、共同乾燥調製施設においては、粒厚選別、比重選別等による調製を実施し、DON・NIV 含有濃度の低減に努める。

3 かび毒検査の活用

産地においては、エライザ(ELISA)分析キットなどにより、試し刈りや荷受け時の DON 含有濃度を確認することで、効率的な分別や乾燥調製の実施が可能となる。

また、ほ場又は出荷ロットなどの単位で DON 含有濃度を測り、その測定値を基に、当該年の気象の推移なども勘案しながら、本指針に基づき講じた対策について効果を検証することが望ましい。この検証結果については、次期作の対策を検討する際に活用することが重要である。

DON 含有濃度の測定にあたっては、精度確保のため、担当者は十分なトレーニングを受ける必要があり、年に1回は技能試験(※)に参加し、分析精度を確認することが望ましい。

※ 技能試験

第三者機関から提供される濃度未知試料を分析して分析結果の信頼性を確認することで、外部精度管理の一手法。

Ⅲ 指針の見直し

農林水産省では、引き続き DON・NIV の含有実態調査やその低減対策に関する研究開発を進めている。これらの成果に基づいて、本指針は随時見直すこととする。

Ⅳ 指針を活用した取組の推進について

本指針の内容については、産地の実情に応じて、栽培基準、栽培マニュアル及び防除指針等に位置付けるとともに、各産地で取り組まれている生産工程管理の点検項目に DON・NIV 汚染低減対策を追加するなどにより、取組を推進することが望ましい。

4. 全農薬理事長あて通知

20 消安第 6877 号

平成 20 年 9 月 19 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

スミパインの眼刺激性に関する表記について

今般、住友化学株式会社の登録製剤である住化スミパイン乳剤(登録番号第 15042 号)及びスミパイン MC(登録番号第 19146 号)に関する同社の技術レポートにおいて、眼刺激性に関する記載内容の一部に不正確な表現があったところです。

今回の件については、技術レポートが購入者の商品購入に係る判断材料になりうることを考慮すると、同社の記載内容が購入者の誤解を招く表現となっていることから、同社の企業倫理に問題があると考えており、同社に対し、①正確な記述の技術レポート(改訂版)の速やかな作成、②技術レポート(旧版)の速やかな回収、③社内チェック体制の整備について指導し、対応結果等について報告を求めたところです。

貴組合におかれましては、傘下の組合員に対し、本件に関する情報提供を行うとともに、公正で誠実な事業活動を行うよう指導の徹底をお願いいたします。

なお、同社では、新たな技術レポート(改訂版)を今後作成することとしており、その配布に当たっては、それ以前の技術レポート(旧版)を回収することとしていることから、貴組合におかれましても速やかな回収について、ご協力をお願いいたします。

20 消安第 6968 号

平成 20 年 9 月 22 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農林水産大臣の登録を受けていない農薬を試験研究に用いた際の収穫物等に関する試験終了後の取扱いについて

このことについては、「農林水産大臣の登録を受けないで試験研究の目的で農薬を製造等する場合の留意事項について」(平成 16 年 11 月 10 日付け 16 消安第 6316 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)により、「試験研究終了後は、使用した農薬、農作物等について、適切に保管又は処分等すること」としているところである。

しかしながら、先日来、地方自治体の農業試験場において、農林水産大臣の登録を受けない農薬を試験研究に用いた際の収穫物について、確実な処理が確認できない方法で「処分」されたり、錯誤により収穫物が出荷されたりするなど、憂慮すべき事態が発生している。

このため、試験研究の目的で製造、加工、輸入された農薬及び農薬の使用に係る試験研究に供された収穫物等について、より一層の厳重な取扱いを行うことが必要となっていることから、当該通知に記載のあることに加え、下記の事項につき留意し、遺憾なきようにされたい。また、関係者に対して周知徹底するようお願いする。

記

- 1 農薬の使用に係る試験研究における収穫物等については、原則として流通を禁止する。ただし、生物農薬、フェロモン剤等明らかに収穫物への残留が生じないと判断できる場合、あるいは、薬効、薬害試験であって、施用方法が種子処理剤や播種前施用の場合等、使用方法からみて収穫物への残留のおそれがないと判断できる場合については、この限りではない。
- 2 1のただし書きに該当する収穫物等の場合にも、必要に応じ農薬の残留状況の確認を行い、食品衛生法上問題がないことを確認すること。

5. 平成20年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況等について

平成20年9月30日
農林水産省発表

「平成20年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況」

【調査結果】

1 平成20年産水稻の作付面積（青刈り面積を含む）は163万7,000haで、前年産に比べて4万1,000ha（前年産対比2%）の減少が見込まれる。これは、他作物への転換等があったことによる。なお、水稻作付面積（青刈り面積を含む）から、生産調整カウントとなる米穀等（加工用米、新規需要米等）の面積を除いた主食用作付見込面積は、159万7,000haが見込まれる。

2 9月15日現在における水稻の地域別の作柄は、北海道では、穂数はやや少なくなったものの、穂数減による補償作用に加え、もみ数型の「ななつぼし」の面積割合が増加したこと等により、もみ数は多くなった。登熟は、8月中下旬の低温等の影響により一時緩慢となったものの、9月に入り高温・多照で経過したことから、10a当たり予想収量は565kg（作況指数106）が見込まれる。

東北では、太平洋側を中心に、8月中下旬の低温・日照不足の影響により登熟が緩慢となったものの、その後、高温・多照に推移したことから、10a当たり予想収量は565kg（同101）が見込まれる。

関東以西では、5月から6月にかけて低温・日照不足に推移したものの、その後の天候は良好に推移したことから、北陸は10a当たり予想収量545kg（同102）、関東・東山は

546kg (同 102)、東海は510kg (同 101)、近畿は520kg (同 102)、中国は529kg (同 102)、四国は509kg (同 105)、九州は516kg (同 103)が見込まれる。

この結果、全国の10a当たり予想収量は542kg (同 102)が見込まれる。

3 主食用作付見込面積に10a当たり予想収量を乗じた予想収穫量(主食用)は864万7,000tが見込まれる。

なお、詳細についてお知りになりたい方は下記農林水産省のHPをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/tokei/seiryu/080930.html>

その他のお知らせ

○前全国農薬協同組合 参事 弓削さんからのご挨拶

全農薬での思い出と今後

前全国農薬協同組合 参事 弓削 進

私、本年5月末日をもちまして6年余勤めさせていただきました、全農薬を退職いたしました。早いものですでに4ヶ月が過ぎましたが、全農薬通報をお借りして少し遅いご挨拶をさせていただきます。

平成13年12月、三共(株)を早期退職することを決め故鈴木前理事長(金星商会)に挨拶で伺ったところ、全農薬の事務局で働いてはとのお誘いがあり、平成14年3月より全農薬に勤務させていただきました。全農薬組織がどのような役割・仕事をしているか深く理解していなかった私が、こと細かく職務を教えてくれた当時の加藤部長はじめベテラン女性たちに支えられ、すぐに役職なりの仕事ことができましたことは恵まれた職場環境だったなと思っております。

勤務後すぐに農薬業界は激変の日々が続きましたが、なんとか乗り切れたのは役員はじめ組合員の方々、関係団体、賛助メーカー皆様のご指導・ご協力のお陰と心より感謝申し上げます。私の全農薬勤務後の業界変化・動きをあげてみますと、数多くのメーカーの吸収・合併、無登録農薬使用問題、農薬取締法の改正、農薬ラベル誤表示問題、食品安全基本法施行、ポジティブリスト制の導入、マイナー作物対策等、農薬の販売・使用に大きく影響する事項がたくさんあり、その情報を収集し、資料を作成、組合員へ伝達するため、日植防・農薬工業会等関係団体、組合員とくに安全協幹事の皆様には大変お世話になりました。また、鈴木前理事長及び刈谷前顧問の突然のご逝去、組合員の廃業・合併等による30社以上の脱退・減少(6年の在職中)、全商連の解散、共同購買事業の減少、組合創立40周年事業等組合でもいろいろな事がありました。

全農薬は、商系農薬販売の唯一の全国組織として業界ではその存在意義を認められていると思いますが、農薬に対する一般消費者の現在の認識を見たとき、今後の農薬販売・使用は、メーカー・系統組織と共に、緑化・家庭園芸等関係業界、またホームセンターを含めた小売業者とも結束、意識を統一し対応しなければ対処できないと考えます。それには全農薬安全協組織の見直し、地域活動の活性化、農薬安全コンサルタント育成が必要と思われれます。

毎年の組合員・賛助会員数、共同購買事業の減少から組合活動資金確保のため、賛助メーカーの期待に負える全農薬流通を組合員全員で考え、購買事業利益の増加を図らねばならないと思われれます。また最後に、メーカー・卸業者の流通合理化・連携のため、早急な全農薬受発注システムの構築が必要と思われれますので、再度メーカー・卸業者の早期参加をお願いしたいと思われれます。

本誌が出るころ私は、樹木医になるための合宿研修を受講しておりますが、これからは家庭園芸、緑化関係者を通じ農薬への理解向上に少しはお役に立ちたいと考えております。組合員、賛助会員、関係各位の皆様、いろいろお世話になりました。

皆様のご健康とご活躍、農薬業界の発展をお祈り申し上げます。

以上

植物防疫研修会時間割

平成21年1月26日(月)～1月30日(金)

於：(社)日本植物防疫協会研究所
茨城県牛久市 Tel 029-872-5172

日付/教室/時間	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	19:00	20:00
1月26日(月) 1日目					受付	オリエンテーション (植物防疫課)	14:00 我が国の植物防疫 (植物防疫課)	15:20 15:30 農業取締の関係法規 (農業対策室)	16:50	17:30～	解散・自由行動
1月27日(火) 2日目	9:00 病害と防除(総論) (岩野正敬)	10:20 10:30 水田病害と防除 (藤田佳克)	11:50		昼	13:00 農業の安全性評価と毒性試験 (残留農薬研究所)	15:00 15:20 農薬の危被害防止と安全 使用(重野武夫)	16:50		休憩移動	
1月28日(水) 3日目	9:00 害虫と防除(総論) (森本信生)	10:20 10:30 水田害虫と防除 (森本信生)	11:50			13:00 作物残留と使用基準 (農業検査部)	15:30 15:50 農薬と殺剤 (農業検査部)	16:00 16:20 環境と農薬 (上野雅子)		解散・自由行動	
1月29日(木) 4日目	9:00 果樹病害と防除 (島根孝典)	10:20 10:30 果樹害虫と防除 (井原史雄)	11:50			13:00 野菜病害と防除(含む生 物農薬)(○○○)	14:30 14:50 野菜害虫と防除(含む 生物農薬)(○○○)	15:50 16:00 植物成長調整剤 (村岡哲郎)	17:20	解散・自由行動	
1月30日(金) 5日目	9:00 雑草の生態と防除 (川名義明)	10:20 10:30 水田雑草と防除 (林 伸英)	11:50		食	13:00 試験	14:00 14:10 特別講義	15:00 15:10 講評・閉講式	解散		

- ①全課程を修了し、試験に合格した者には、(社)日本植物防疫協会理事長の修了証書並びに「緑の安全管理士」の認定証を交付する。
- ②最終日は、16時に解散予定。

<受講希望者の連絡先>
 日本植物防疫協会 研修会担当 小林直人
 Tel 03-3944-1561 Fax 03-3944-2103
 E-mail nkobayashi@jppa.or.jp

第69回 植物防疫研修会修了者名簿

平成20年 9月 25日～ 10月 1日

番号	氏名	県	会社名	備考
1	むかい とも き輝 向 智 輝	北海道	(株)コハタ	
2	み うら か おり 三 浦 香 織	〃	(株)日の丸産業社	
3	ひら おか ゆう や 平 岡 裕 也	〃	〃	
4	やま ぐち こう じ 山 口 晃 二	〃	横浜植木(株)北海道支店	
5	やま した こう じ 山 下 功 二	〃	(株)サングリン太陽園	
6	みなみ たすく 南 佑	〃	〃	
7	おか べ あき ひろ 岡 部 彰 洋	〃	〃	
8	い とう かず まさ 伊 藤 和 正	岩手	岩手農蚕(株)	
9	お 小川 ゆう き 小 川 雄 貴	〃	小泉商事(株)前沢営業所	
10	お 大坂 けい じ 大 坂 圭 司	秋田	池田薬品商事(株)	
11	さ とう のぶ ひこ 佐 藤 暢 彦	宮城	小泉商事(株)	
12	すず き かず お 鈴 木 一 夫	〃	〃	
13	あ お やま かつ み 青 山 克 己	山形	山米商事(株)	
14	あ び こ た え つ 安 孫 子 太 悦	〃	小泉商事(株)	
15	みや ざわ ゆう いち 宮 澤 雄 一	長野	(有)田中薬局	
16	ほ 原 けい じ 原 恵 二	〃	相馬商事(株)	
17	みや ぎ まさ と 宮 喜 正 人	〃	海野薬品(株)	
18	わか き たく や 若 狭 拓 矢	〃	(株)アセラ	
19	ほ 細 き 木 とし かず 細 木 俊 和	新潟	(株)バイタルグリーン	
20	たけ うち たく じ 竹 内 卓 司	福井	(株)上田五兵衛商店	
21	きく ち まさ み 菊 池 勝 美	岐阜	(株)山正	
22	むら た くに ひろ 村 田 国 廣	滋賀	(株)高岡屋	
23	すな がり き じ 砂 刈 智	鳥取	(株)ランドサイエンス	
24	うえ だ かず み 上 田 和 巳	岡山	井上商事(株)	
25	わた なべ たつ や 渡 辺 達 也	広島	大信産業(株)	
26	くろ だ きよ たか 黒 田 清 貴	福岡	(株)宮崎温仙堂商店 福岡南営業所	
27	たか き とし はる 高 木 俊 治	熊本	(株)宮崎温仙堂商店 熊本営業所	
28	い わ した とおる 岩 下 亨	鹿児島	グリーンテック(株)鹿児島営業所	

第4回GAPの推進に係る情報交換会

議事次第

日時：平成20年10月9日（木）

14：00～16：00

場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 議題

取りまとめ（案）について

3 閉会

<配布資料>

資料 GAPの推進に係る情報交換会 取りまとめ（案）

第4回GAPの推進に係る情報交換会
委員名簿

植原千之 イオントップバリュ株式会社取締役

岡田貴浩 横浜丸中青果株式会社執行役員

片山寿伸 片山りんご株式会社代表取締役

加藤浩生 JA全農ちば営農直販部営農対策グループ
営農技術センター長

坂 芳則 埼玉県農林部農産物安全課長

◎篠原 温 千葉大学大学院園芸学研究科教授（座長）

壽原克周 日本生活協同組合連合会産直担当

副島陽一 社団法人全国農業改良普及支援協会常務理事

戸井和久 株式会社イトーヨーカ堂第一販売事業部長
(坂倉秀人 食品事業部企画・情報担当（代理）)

中嶋康博 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授

原 広志 愛知県経済農業協同組合連合会
営農総合室営農企画担当課長

松本 武 有限会社松本農園取締役

(敬称略、五十音順)

資料

GAPの推進に係る情報交換会
取りまとめ（案）

平成20年10月

GAPの推進に係る情報交換会

I はじめに

農林水産省では、食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組の充実を図るため、19年4月に食料・農業・農村政策推進本部で決定された「21世紀新農政2007」において、農業生産現場でGAPの積極的な導入・推進を図ることとし、当面の推進目標として、23年度までに概ね全ての主要産地(2,000産地)でのGAPの導入を目指しているところである。

こうした推進目標を踏まえ、GAPの全国的な普及を図るため、農林水産省では、基礎GAPの策定、生産者団体、流通団体、消費者団体等による「GAP手法導入・推進会議」(以下、「推進会議」という)の開催を通じた理解の促進、交付金による産地への支援等により、積極的な導入・推進を図っている。

これまでの推進の結果、19年12月末現在、596産地で導入済み(検討中971産地)となるなどGAPの取組は拡大している。

こうした中で、20年3月に開催された推進会議において、国、県、民間団体などのほか生産者、小売業者など様々な主体がGAPに関して様々な取組を行っているものの、情報共有や意見交換などが進んでいないことから、推進会議の下でGAPに携わる実務担当者等によりGAPの普及拡大に向けた情報共有、意見交換を行う場を設置することとされた。

このため、本年7月から10月にわたり、「GAPの推進に係る情報交換会」(以下、「情報交換会」という)を計4回開催し、各GAPの取組状況及び課題等について情報共有を行うとともに、我が国におけるGAPのあるべき姿や具体的な取組の進め方等について意見交換を行った。本資料はその意見交換の結果を取りまとめたものである。

<これまでの意見交換の経緯>

○第1回 平成20年7月15日(火) 13:30~16:00

議 題 1 GAPをめぐる状況について

2 各GAPの取組、課題等について(埼玉県、愛知県経済連、全農千葉県本部、農業生産法人片山りんご株式会社、有限会社松本農園)

3 意見交換

4 今後の進め方

○第2回 平成20年9月5日(金) 13:30~16:00

議 題 1 実需者におけるGAPへの取組、課題等について(イオントップバリュ株式会社、横浜丸中青果物株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、日本生活協同組合連合会)

2 我が国におけるGAPのあるべき姿について

○第3回 平成20年9月24日(水) 14:00~16:00

議 題 取りまとめに向けた整理・骨子(案)について

○第4回 平成20年10月9日(木) 14:00~16:00

議 題 取りまとめ(案)について

※ 全て公開で実施。

<これまでの委員の主な意見>

○GAPの目的・意義

- ・GAPは、危害要因等の管理に有効な手段であり、食の安全確保、環境保全などを進める上で、重要な手法である。
- ・食の安全確保、環境保全のみならず、労働安全もGAPの主な目的の一つと考えるべきである。
- ・我が国では、生産者がGAPの導入を進めてきた一方で、量販店や小売もPBなどを中心に独自のGAPを策定している。
- ・流通・小売サイドとしては、生産者・団体が自発的に取り組むことが重要で、生産者・団体ごとに現場に応じたGAPの取組を進めてもらいたいと考えている。
- ・生産サイドでも、資材価格等が上がる中で、GAPはコスト削減に役立つほか、品質向上などにも役立つ手法であり、経営改善の観点からも導入メリットがある。
- ・GAPは、現場毎に創意工夫しながら、各種危害要因を含む問題点に「安上がり」に（効率的に）対応していく手法である。
- ・GAPは、生産者自らが何をすべきか考え、改善し続けることが目的であり、その目標として食品安全などがあるのではないか。

○次世代（次の段階）のGAPのイメージ

- ・様々なGAPが存在する中、「最大公約数」（食の安全など基本的な目的の達成のために共通して行うべき標準）を定めるなど標準化を進めるためのプラットフォームを設けるべきである。
- ・一方で、地域や目的によりGAPの内容は異なるもので、各産地がプラットフォーム＋αとして品質向上などに活用することで（製品）差別化につながることから、各産地の独自性も考慮すべきである。
- ・PDCAのP（計画）のところをどのように進めるか、危害要因分析を含め産地全員でよく話し合い、GAPの取組の意義を理解することが重要であり、進め方を含めたプラットフォームを作るべき。
- ・P（計画）で決めたことをどのように実現するべきかという仕組み、PからDCAへつなげるための実行の仕方（適合性の確認の仕方を含む）をプラットフォームに含めるべきである。
- ・産地の生産者・JA・行政等全員によって危害要因分析から検討を始める考え方は素晴らしいが、各産地でGAPの事項をそれぞれ検討するようにした場合、各産地の取組内容に濃淡が出るなどの可能性があるのではないか。
- ・プラットフォームには、指導者の育成など体制づくりを含めるべきである。
- ・生産現場での導入を促進する観点から、具体的な方法を指導できる仕組みづくりが必要である。

○考慮すべき点

- ・（欧州のGAPなど）国際レベルを満たしたGAPで統一化・標準化を目指すべきで

ある。

- ・高度な内容のGAPを導入して、産地によって結果が40点であったとしても、改善すればよく、あくまで高い山頂を目指すべきである。
- ・国内向けについては、我が国で求められる項目について全ての生産者が取り組める「全員参加型」を目指すべきである。
- ・高い安全性と品質を求める我が国の消費者ニーズに応えられるものであるべきであり、当然国際レベルより高くなるが、現時点でも生産現場での食の安全に対する配慮は概ね高いレベルにあり、記録を残すこと以外、GAP達成のハードルは高くない旨、生産者を啓発すべきであろう。
- ・輸出向けについては、輸出先（東アジアなど）のニーズに応じた取組が求められるのではないかと。

○川中・川下との連携のあり方

- ・食品の安全性を確保するため、フードチェーンの最初の起点としてGAPがあると認識するべきではないか。
- ・生産段階のみならず、中間流通、小売など各段階で工程管理に取り組むなどフードチェーン全体で連携して取り組むべき。

○具体的な取組の進め方

- ・具体的な検討を進めるため、ワーキンググループを設置することが適切である。
- ・ワーキンググループには、先進的なGAPの実践者を入れるなど現場での進め方に重点をおいたより具体的な検討をすべきではないか。
- ・GAPの主目的である食の安全確保に向けて、ワーキンググループに消費者を入れるなど消費者の視点を考慮すべきである。
- ・データベースについては、新しい危害などについての知見も含めるべき。また、現場の課題を解決するため、問合せに応え得るような体制が構築されることが望ましい。
- ・データベースでは、生産現場での指導に活用できるよう成功事例なども提供されることが望ましい。

○他の施策との連携

- ・GAPとトレーサビリティとの連携を図るべきである。
- ・エコファーマーや農地・水・環境保全向上活動など様々な施策を包含していく手段となることを望ましい。

○その他

- ・記帳などが生産者の負担になっていることから、国は研究機関等と連携してシステムの技術開発を行うべきである。

Ⅱ 我が国におけるGAPのあるべき姿

1 GAPの目的・意義

消費者の食の安全に対する信頼確保に伝える必要がある中、GAPは、農業生産工程を管理し、改善していくためのもの、即ち、生産者自らが何をすべきか考え、改善し続けるための手法であり、食の安全確保、環境保全、労働安全といった主な目的に加え、品質向上やコスト削減等の経営改善など様々な目的の実現にもつながる。

GAPは、生産者や団体が自発的に取り組み、産地の状況に応じて創意工夫しながら進めることにより、直面する問題点を効率的に解決していく手法としても重要である。

2 次の段階のGAPのイメージ

(1) 我が国におけるGAPのあるべき姿

ア. GAPについては、現在、国、都道府県、民間団体など様々な主体が策定したものがあるが、こうしたGAPを比較すると、別紙1のとおり、食品安全など共通した内容がほとんどである一方で、取組方法の設定などに違いがあるのが現状である。また、品質向上など独自の取組を行っている事例も見られる。

海外では、欧州において小売業組合が独自のGAPを策定し、一部の量販店で取引条件とするとともに、アジアにおいても中国、韓国等で独自のGAPを策定している。

このように、様々なGAPが存在し、今後のGAPの方向性についても関係者の間で様々な考え方があることから、我が国における今後のGAPの推進方向について一定の共通の認識を持って進められるようにすることが重要である。

イ. GAPの推進に当たっては、生産者がその目的・意義（メリット）を十分理解し、主体的に取り組むようにすることが特に重要である。産地主導での品質向上やコスト削減をはじめとする経営改善を含む効果的な取組とするためには、PDCAのP（計画）について産地の生産者全員でよく話し合い、問題点を共有することが重要であり、このためPDCAの具体的な実行の仕方（適合性の確認の仕方を含む）や指導のあり方を含めた体制づくりが必要である。

全て産地での取組に任せる場合には、共通する管理点についても取組方法がバラバラになってしまい、また、必要な管理点についての漏れが生じるなども懸念されることから、我が国の消費者が求める高い安全性をはじめとする多様なニーズへの対応等を考慮しつつ、我が国のGAPに共通して求められる事項を整理し、チェックシートの例も示した上で標準化する必要がある。標準化されたGAPについては、生産者による目的・意義の理解を十分図りながら、計画的・段階的に推進していくことが望まれる。産地での取組に共通のベースがあることは、流通・小売サイドでも評価や活用がしやすくなる。

なお、輸出に向けては、東アジアや欧州など輸出先のニーズに応じた取組が求められる。

ウ. これらを踏まえ、我が国におけるGAPの一層の推進に向けて、以下のとおり共通の基盤づくり（プラットフォームの構築）を進めることが適切である。なお、共通

の基盤づくり（イメージ）は別紙2のとおりである。

1) 我が国におけるGAPのあるべき姿として、

- ①我が国の消費者が求める高い安全性をはじめとした多様なニーズに対応するもの、
- ②我が国の農業生産の実態に即したもの、
- ③全ての生産者が実践できるもの、
- ④科学的知見等に基づくもの

などの点を考慮しつつ、GAPの主な目的である食の安全確保、環境保全、労働安全について共通して求められる事項を整理し、標準化を進める。

2) 産地主導での効果的な取組を促進するための体制づくりを行うため、具体的な実行の仕方（適合性の確認の仕方を含む）や指導のあり方を整理する。

(2) 川中や川下との連携

フードチェーンにおける最初の起点としてGAPがあるが、川中や川下における工程管理等の取組と連携することにより、フードチェーン全体で食の安全確保等に向けた取組が推進されることが望ましい。

Ⅲ 具体的な取組の進め方

1 共通の基盤づくりに向けた検討方法

2 (1) で示した共通の基盤づくりに向けて具体的な検討を進めるため、ワーキンググループを設置することが適切である。なお、ワーキンググループには、様々なGAPの推進主体の関係者、研究機関の専門家、GAPを先進的に実践している生産者、消費者等を参画させることが望ましい。

また、様々なGAPの情報、最新の知見、導入事例などの情報をデータベースで体系的に整理し、現場で効果的に活用できるよう相談窓口の機能を含めて、分かりやすく提供されることが望ましい。

さらに、GAPの取組に係る関係者の相互理解を図るため、生産者、指導者、実需者など幅広い関係者が情報交換するなど交流する場を積極的に設けることが望ましい。

2 他の施策との連携

トレーサビリティ、川下での生産者情報の公開など他の取組と補完し合うことにより、GAPの取組効果を高められるよう、先進的な取組なども踏まえつつ、具体的に検討することが望ましい。

3 その他

生産者の負担軽減に資するため、現場で使いこなせる記帳方法や記帳システムなど技術開発等民間企業や研究機関と連携して進めることなどが望ましい。

Ⅳ おわりに

今後、本資料を推進会議に報告し、関係者等との連携の下、国において具体的な取組を速やかに進めることが重要である。

別紙1 様々な主体が策定したGAP

GAPの推進主体	対象品目	項目数(概算)	目的																適合性確認の仕方		
			食品安全						環境保全						労働安全		その他				
			農薬	肥料	重金属	病原性微生物	化学物質	異物	その他	水の保全	土壌の保全	廃棄物処理・利用	エネルギー削減	生物の多様性	その他	作業者の安全		従業員の福祉			
農林水産省	施設野菜	約20	5	3	1	2	-	-	7	-	1	1	3	-	-	1	-	1	-	1	自己点検
栃木県	いちご	約50	33	5	2	3	-	-	23	1	1	2	1	-	-	-	-	6	-	4	自己点検
鹿児島県	青果物	約60	7	3	1	5	1	5	28	-	1	1	-	-	-	-	-	3	-	28	第三者認証
日本生活協同組合連合会	青果物	約320	40	12	4	2	5	8	33	2	4	20	-	-	-	-	-	5	1	90	2者点検
日本GAP協会	青果物	約190	39	13	5	10	11	10	17	5	5	3	1	3	4	4	12	7	13	第三者認証	
欧州小売業組合	青果物	約200	67	23	4	6	6	7	67	6	4	13	1	6	1	22	7	22	7	第三者認証	

(注1) 1つの項目に2つ以上の内容が含まれているものについては、それぞれの内容毎に数を積み上げている。(※項目数(概算)とは一致しない。)

(注2) 項目数について各GAPで取組内容が異なっている場合がある。

(各GAPの特徴)

GAPの推進主体	特徴的な取組
農林水産省	・基礎的な項目に絞っている。
栃木県	・食品安全分野において、農薬の適正使用に係る項目を中心に設定。 ・その他の分野において、いちごの品質向上に係る項目を独自に設定(例: 農薬用のミツバチの適正管理等)
鹿児島県	・その他の分野において、販売管理に関する項目を設定。
日本生活協同組合連合会	・その他の分野において、販売管理に関する項目を詳細に設定。
日本GAP協会	・EUROPEGAPとの同等性認証を取得。 ・食品安全分野において、EUROPEGAPでは設定していない農薬の飛散防止(ドリフト対策)等の項目を設定。
欧州小売業組合	・労働安全分野において、作業者の安全のみならず従業員の福祉に関する項目を設定。

(農林水産省調べ)

【事例1】農薬の適正使用

(注) 農薬散布時に係る点検項目を中心に選定。

基礎GAP (施設野菜)	JAあいち版GAP (施設(野菜・果樹))	日産版GAP (青果物)	JGAP (青果物 Ver2.1)
<p>肥料や農薬の使用状況など栽培履歴の記載を行い、購入伝票とともに保管しましたか。</p>	<p>施設防除、収穫、処理記録 (6-1) 肥料や農薬を使用したときは、生産履歴記録シート(栽培日誌)に記載し、出荷前までにJAへ提出していますか。</p>	<p>(4-1) 使用した農薬の記録を作成し、保管している。 ①使用した農薬は記録されているか。 ②農薬の使用日、用量、有効成分、剤型は記録されているか。 ③使用したものに記録されていない農薬はないか(ペンシル農薬)。 ④栽培計画にない農薬は使用されているか(ペンシル農薬)。 ⑤栽培計画にない農薬が使用されている場合、農薬取付法、栽培区分に通知しないか。 ⑥農薬の保管環境に使用された記録のない農薬はないか。</p>	<p>(1-2-8) 農薬散布を適切に記録していますか。 ○農薬散布について、下記の項目を記載している。 ①対象作物および病虫(害虫)の発生状況は農産物の生産(書写)。 ②散布場所(圃場の区分)。 ③農薬の剤型および有効成分。 ④希釈倍率と散布量。 ⑤作業者名。 ⑥散布の理由となった病虫や害虫など。 ⑦農薬散布機・散布方法。 ⑧使用時刻(収穫前日数など)。 ⑨責任者名。</p>
<p>農薬は、栽培マニュアルや農薬ラベルに記載されている薬剤、使用量を守って使用しましたか。</p>	<p>農薬の適切な使用 (4-2) 使用する作物の登録農薬であることを確認して購入していますか。</p> <p>農薬の適切な使用 (4-3) 対象作物に登録のある農薬をラベルの使用基準どおり使用していますか。</p> <p>農薬の適切な使用 (4-4) 農薬を使用する場合は、農薬が身体に付着しないような服装等に心がけ、マスクをかかずに作業していますか。</p>	<p>(4-2) 農薬の使用基準を遵守している。 ①農薬の使用基準を知っているか(ヒヤリング)。 ②対象作物、用量、希釈倍率、体葉別回数は守られているか。 ③農薬使用の際の防護装備(マスク、防護メガネ、手袋、長靴、カバン、エプロンなど)を持っているか。 ④農薬使用時に防護装備を身につけているか(ヒヤリング)。 ⑤電子、苗に使用された農薬は把握できるか。</p>	<p>(1-2-6) 農薬の準備・散布はラベルの指示に従っていますか。 ○すべての農薬の箱頭(場合・希釈)と瓶頭は、ラベルの指示または公的出版物の指示に従っている。 (1-2-1) 今後散布する予定の農薬のリストがありますか。 ○今後散布する予定の農薬の箱頭、有効成分、対象病害虫を載せたリストがある。 (4-2) 作物の生産国で許可された農薬だけを散布していますか。 ○作物の生産国の使用禁止農薬を使用していない。</p>
<p>農薬使用の収穫前日数を確認し、適期収穫を行ないましたか。</p>	<p>農薬の適切な使用 (4-5) 農薬を使用する場合は、農薬が身体に付着しないような服装等に心がけ、マスクをかかずに作業していますか。</p>	<p>(1-2-3) 輸出用作物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っていますか。 ○輸出用作物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っている。 (1-2-4) 農薬散布を判断する責任者が決まっていますか。その責任者は農薬に関する十分な知識を持っていますか。 ○指定の責任者が、農薬の選択と散布計画の立案と実行の指示を行っている。その責任者は農薬管理指導士、普及指導員、研修農産物検査員、薬剤師、もしくは都道府県がこれらと同等と認められる資力の農産物検査員等を持っている。 もしもこれらの方格を持った検査員や、指導員、薬剤師、普及指導センターの助言を受けている。</p>	<p>(1-2-3) 輸出用作物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っていますか。 ○輸出用作物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っている。 (1-2-4) 農薬散布を判断する責任者が決まっていますか。その責任者は農薬に関する十分な知識を持っていますか。 ○指定の責任者が、農薬の選択と散布計画の立案と実行の指示を行っている。その責任者は農薬管理指導士、普及指導員、研修農産物検査員、薬剤師、もしくは都道府県がこれらと同等と認められる資力の農産物検査員等を持っている。 もしもこれらの方格を持った検査員や、指導員、薬剤師、普及指導センターの助言を受けている。 (1-2-6) 農薬を正しく希釈していますか。 ○農薬を正しく希釈することによって、農薬が濃すぎる、平らな場所では乾燥するなどと、水を互換に計算している。</p>

【事例1】農薬の適正使用（続き）

基礎GAP（施設野菜）	JAあいち版GAP（施設（野菜・果樹））	日生協GAP（青果物）	JGAP（青果物 Ver2.1）
<p>（参考）基礎GAP（露地野菜） 飛散低減ノズルへの交換や噴霧時に散布を行わないなど、農薬の飛散低減対策を行いましたか。</p>	<p>農薬飛散事故防止 (4-5) 高利等の飛散しにくい農薬を使用したり、風がほとんどない時間に作業を行うようにしていますか。</p> <p>農薬飛散事故防止 (4-6) 散布機の調整は適切に行っていますか。</p> <p>農薬飛散事故防止 (4-7) 住宅地や田畑に近接した農地で農薬を散布する時には、散布前に近隣住民や田畑所有者に周知するようにしていますか。</p>	<p>(4-3) 混植している作物相互の汚染や隣接ほ場への農薬の飛散などが起こらないようほ場、作業場、作業場、散布方法を管理している。</p> <p>①混植ほ場はあるか。 ②噴霧するほ場の作物は混植されているか。 ③連作作物、隣接ほ場への防除目的のために、散布時の風向、風力の向き、散布機、ノズルの向き、圧力の低減、散布方向に注意しているか（ヒヤリング）。 ④汚染防止のため、使用する農薬の適用対象、休眠期間、利型を考慮して選定しているか。</p>	<p>(1.2.7) 農薬散布を準備する場所は、農産物や環境に危害のない状態ですが、 ○農薬散布を準備する場所は、農産物や環境に危害のない状態である。</p> <p>(1.2.9) 農薬の使用時期（収穫前日数）と使用回数を守られていますか。 ○農薬散布回数と収穫日の距離によって、使用時期が守られていることが分かる。特に連作して収穫する作物は、熟して収穫してしまったり防除工夫をしている。農薬散布回数とラベルの指示によって使用回数を守れていることが分かる。</p> <p>(1.2.13) 農薬散布機の使用前点検を毎回行い、性格に散布できることを確認していますか。 ○ノズル、ホース、混合車のチャックなどを行い、故障症を行うことで正確に散布できることを確認している。節電、節水の交換や修理を行った場合はその記録を残す。</p> <p>(1.2.14) 農薬散布機を年1回以上整備し、使用直前での故障確認を回遊していますか。 ○年1回以上、農薬散布機の点検、修理、オイル交換などの整備を行い、その記録を残している。7割の整備サービスがある場合は、それを利用している。</p>
			<p>(1.3.1) 自分の圃場を含む周辺圃場からの農薬ドリフト（飛散）の危険性について把握していますか。 ○周辺圃場で使われている作物を把握し、そこから農薬ドリフト（飛散）の危険性について把握している。自分の圃場内のドリフト（飛散）の危険性を認識している。</p> <p>(1.3.2) 自分の圃場を含む周辺圃場からの農薬ドリフト（飛散）の危険性を減らすための対策を行っていますか。 ○周辺の生産者とコミュニケーションをとることなどによって、周辺地からのドリフト（飛散）対策を行っている。自分の圃場内のドリフト（飛散）についても対策を行っている。</p>

【事例2】農薬の保管

基礎GAP (施設野菜)	JAあいらぬGAP (施設(野菜・果樹))	日生協GAP (青果物)	JGAP (青果物 Ver2.1)
<p>農薬と肥料・堆肥は別々に保管しているか。</p>	<p>適正保管 (7-1) 農薬は、カギをかけて保管するようにしていますか。</p> <p>適正保管 (7-2) 「毒物」「劇物」に該当する農薬は、保管庫に「医薬品外毒物」「医薬品外劇物」の表示をしていますか。</p> <p>適正保管 (7-3) 農薬を別の容器へ移し替えないようにしていますか。</p> <p>適正保管 (7-4) ガソリンなどの揮発油は安全な容器に保管していますか。</p> <p>適正保管 (7-5) 重油タンクに防油堤を設置していますか。</p>	<p>(5-1) 農薬は鍵がかかる場所に保管されており、鍵の管理者が明確になっているか。</p> <p>① 鍵の保管場所は通帳できるか。</p> <p>② 鍵の保有者は特定できるか。</p> <p>③ 農薬を使用しない時、保管庫は通帳されているか。</p> <p>④ 鍵の保管場所は誤使用、盗難防止のために効果があるか。(ヒヤリング)</p> <p>(5-2) 農薬は、作業場とは区分けした指定した場所に保管しているか。</p> <p>① 農薬は、作業場を汚染しないように区分けして保管されているか。</p> <p>② 農薬は、振動、衝撃によって落下して飛散する危険性がないよう保管されているか。</p> <p>(5-3) 家庭用殺虫剤などの薬剤が管理されているか。</p> <p>① 家庭用殺虫剤、殺菌剤、防虫剤などの薬剤が作業場で使用されていないか。</p> <p>② その薬剤は、飛散や汚染の危険性がないように使用されているか。</p> <p>③ その薬剤は、整理、整頓されているか。</p> <p>(5-4) 農薬管理台帳が作成され、その使用と在庫の状況が記録・保管されているか。</p> <p>① 農薬の管理台帳はあるか。</p> <p>② 管理台帳に農薬ごとの対象作物、用途は記載されているか。</p> <p>③ 管理台帳は3ヶ月以内に更新されているか。</p> <p>④ 更新が必要な要件(農薬の追加、削除など)が発生した際に更新されているか。</p> <p>⑤ 農薬と台帳に記載された内容は一致しているか。</p> <p>⑥ 農薬の購入、使用の記録はあるか。</p> <p>⑦ 農薬は有効期限内に使用されているか。</p> <p>⑧ 農薬の在庫数量は一致しているか。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1.5.1) 農薬は国や地域の規則に従って保管されていますか。</p> <p>○ 農薬は国や地域の規則に従って保管されている。</p> <p>(1.5.2) 農薬の在庫は台帳で管理されていますか。</p> <p>○ 農薬の在庫管理があり、入庫と出庫の記録がつけられている。</p> <p>(1.5.3) 農薬保管庫には危険性を警告する表示があり、鍵がかかっていますか。また鍵の管理責任者が決まっていますか。</p> <p>○ 農薬保管庫に危険性を警告する表示があり、鍵がかかっています。また、鍵の管理責任者が決まっています。</p> <p>(1.5.4) 農薬は適切な場所に保管されていますか。</p> <p>○ 農薬の保管場所は下記の項目を満たしている。</p> <p>① 頑固な床面になっている。</p> <p>② 適切な湿度条件が保たれている。</p> <p>③ 通気性がある。(立ち入り可能な保管庫の場合)</p> <p>④ ラックがある。通気性の高いものがある。</p> <p>⑤ 農薬容器以外のものは入れない。</p> <p>⑥ 引火しにくい材質でできている。(30分耐火)</p> <p>⑦ 鍵は非営取社のお貸しできている。</p> <p>(1.5.5) 農薬は購入時に入っていた容器のまま保管されていますか。</p> <p>○ 農薬は購入時に入っていた容器のまま保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベルが表示が書き込まれている。</p> <p>(1.5.6) 農薬がこぼれないようになっていますか。</p> <p>○ 漏れた農薬は蓋や閉け口がきちんと閉められており、こぼれないようになっています。</p> <p>(1.5.7) 農薬どうしが、こぼれた際に混ざらないようになっていますか。</p> <p>○ 液状の農薬は、万が一漏出した時に備えて粉剤・粒剤・水剤利などの下に保管しておく。もしくはトレーを利用して混ざらないように保管している。</p> <p>(1.5.8) 容器からの農薬流出に対処する設備がありますか。</p> <p>○ 農薬保管庫は、倒れた場合に農薬が溢らないよう、内装は耐油・耐水・耐塩性がある。農薬保管庫とすべての農薬の耐油・耐水・耐塩性は、農薬流出の発生に対処できるように、砂、ほうき、ちりとり、ごみ袋などが用意されている。</p> <p>(以下略)</p>

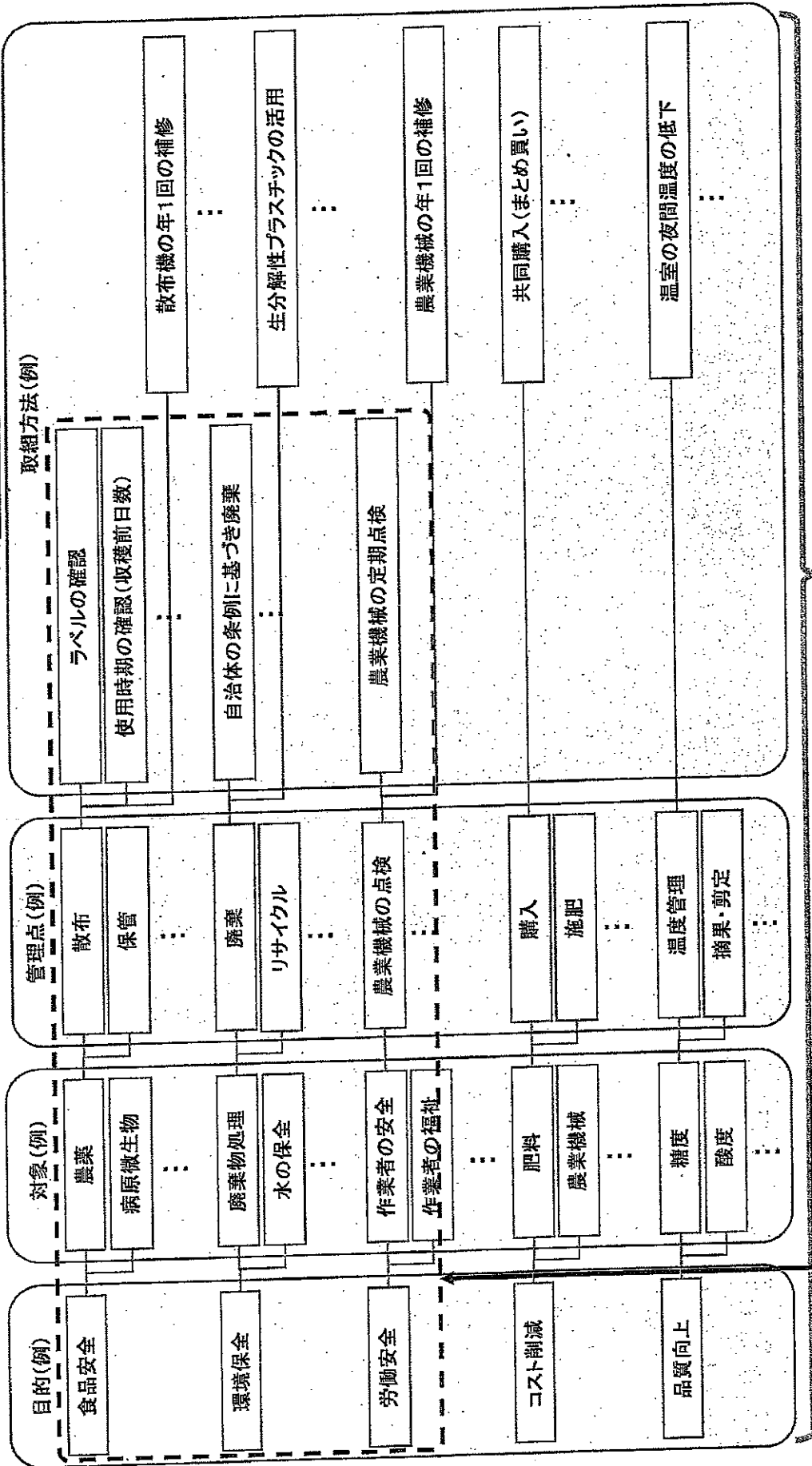
【事例3】品質向上や環境保全等の独自の取組

栃木県版GAP (いちご)	栃木県版GAP (トマト)
<p>○品質向上</p> <p><育苗、育苗管理></p> <ul style="list-style-type: none"> 育苗、かん水等の育苗管理を徹底する。 定植前に花芽分化を徹底する。 (品質) 葉病でシラフ病の多い品種の育苗に努め、定植時に花芽分化を徹底すること。 	<p>○環境保全</p> <p><清果処理、マルハナバチによる清果処理></p> <p>【セイヨウネオバチ受入前に飛散防止ネットを利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> マルハナバチ受入前に飛散防止ネットを天窓、サイド換気口等に展張し、出入り口を2重設置する。 マルハナバチ受入前に飛散防止ネットを天窓、サイド換気口等に展張し、出入り口を2重設置する。 果柄を移動する時は出入り口をふさぎ、周囲16mm以下の網目の網や袋等で果柄を覆う。 利用終了後の果柄はビニール袋で覆い密閉した状態にして日向に放置する。 (品質) ハウス開口部に飛散防止ネット(周囲16mm以下の網目)で開口部を覆うこと。 (品質) 果柄がハダカで出たままの状態で出荷することにより雑菌が繁殖すること。
<p><栽培管理、電照等使用></p> <ul style="list-style-type: none"> 生育状況に応じて、電照、放散ガス施用資料に基づき、処理開始時期、処理期間等を設定する。 (品質) 電照、放散ガス施用資料の生育状況や天候を考慮しながら、適正に使用する。 	<p><栽培管理、ミツバチ利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ハウス内温度、湿度を適正に管理しつつ、規定の群蜂を入れ、開花状況やミツバチの活動状況を観察し、受粉、清果状況を確認する。 最終出荷の1ヶ月程度前まではミツバチを利用する。 農業従事時にミツバチへの影響日数を確認する。また、農業散布の際は、果箱をハウス外に出して実施する。 (品質) ミツバチが活動しやむやみ授粉すること。
<p><収穫、収穫作業></p> <ul style="list-style-type: none"> 2月以降の収穫期は、毎日収穫とし、収穫終了時はハウス内気温が高くなる9時までとする。 (品質) 時期により収穫間隔、収穫時間を定めた計画を立てること。 	<p><清果処理、マルハナバチによる清果処理></p> <p>【クロマルハナバチ(在来種)を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> マルハナバチ受入前に飛散防止ネットを天窓、サイド換気口等に展張し、出入り口を2重設置する。 ネットに破れがないか確認、補修を実施。 (品質) ハウス開口部に飛散防止ネット(周囲16mm以下の網目)で開口部を覆うこと。 及び出入り口と同ネットを張ること。
<p><収穫、収穫作業 予冷></p> <ul style="list-style-type: none"> 収穫作業は、仕場から予冷庫へ速やかに搬入する。 (品質) 収穫果実が速やかに品温を下げる。 	<p><収穫、収穫作業></p> <ul style="list-style-type: none"> 果箱中のコンテナ上に断熱、遮光シート等を被照する。 収穫コンテナは露天に置かない。 (品質) いちごを収穫したコンテナは直射日光を避け、水漬等が付着しないよう管理すること。

別紙 2

我が国におけるGAPの推進に向けた共通の基盤づくり(イメージ)

(注)本資料はあくまでイメージであり、内容を決定するものではない。



我が国のGAPに共通して求められる事項を整理し、標準化

- ①我が国の消費者が求める高い安全性をはじめとした多様なニーズに対応する、
- ②我が国の農業生産の実態に即している、③全ての生産者が実践できる、④科学的知見等に基づく等々の点を考慮しつつ、GAPの主目的である食の安全確保、環境保全、労働安全について共通して求められる事項を整理、標準化を進める。

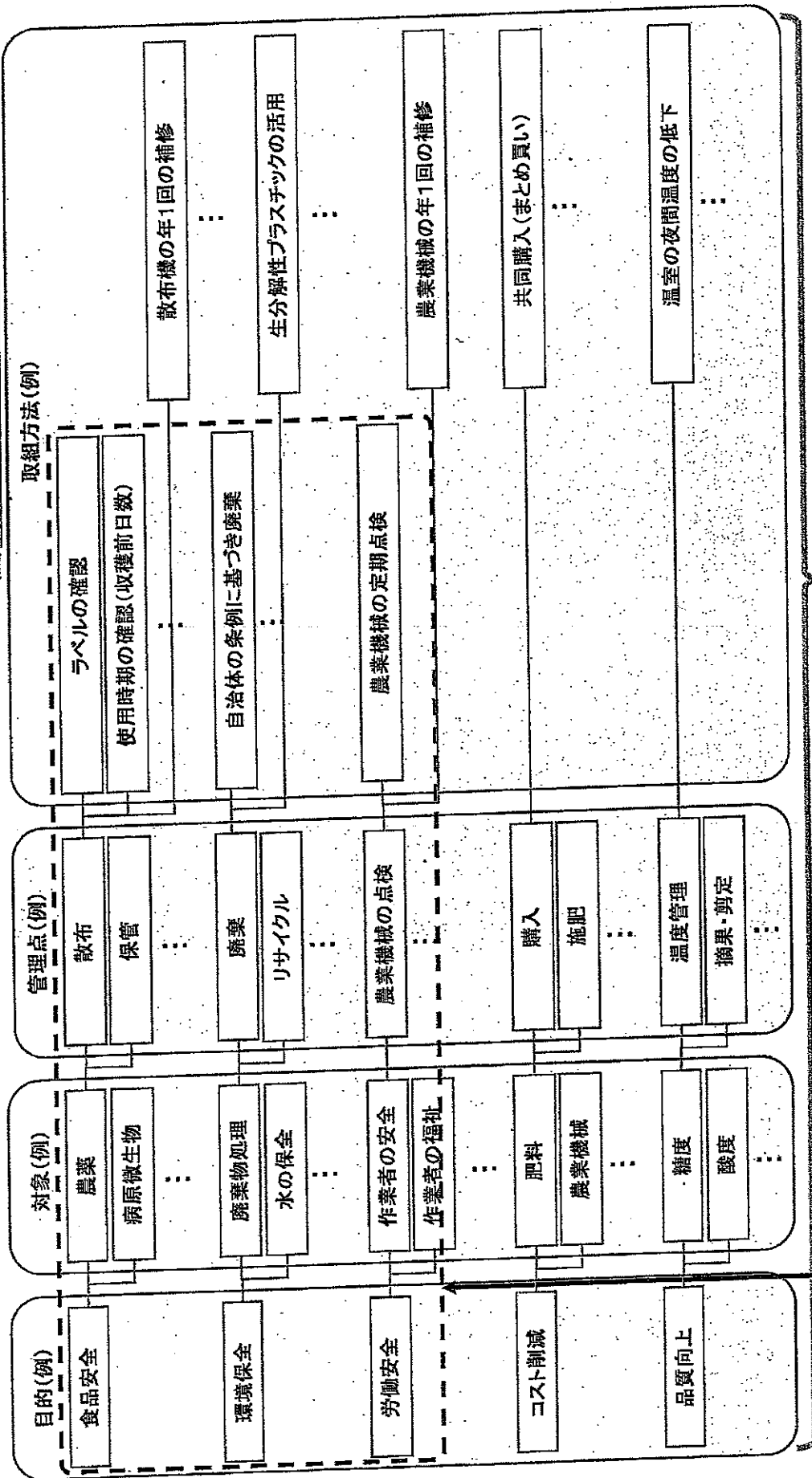
具体的な実行の仕方や指導のあり方の整理

産地主導での効果的な取組を促進するための体制づくりを行なうため、具体的な実行の仕方(適合性の確認の仕方を含む)や指導のあり方を整理する。

別紙 2

我が国におけるGAPの推進に向けた共通の基盤づくり(イメージ)

(注) 本資料はあくまでイメージであり、内容を決定するものではない。



我が国のGAPに共通して求められる事項を整理し、標準化

- ① 我が国の消費者が求める高い安全性をはじめとした多様なニーズに対応する。
- ② 我が国の農業生産の実態に即している。
- ③ 全ての生産者が実践できる。
- ④ 科学的知見等に基づく等の点を考慮しつつ、GAPの主な目的である食の安全確保、環境保全、労働安全について共通して求められる事項を整理、標準化を進める。

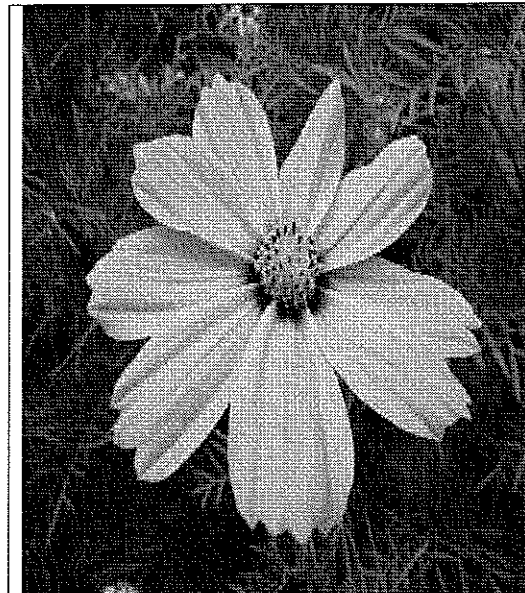
具体的な実行の仕方や指導のあり方の整理

産地主導での効果的な取組を促進するための体制づくりを行なうため、具体的な実行の仕方(適合性の確認の仕方を含む)や指導のあり方を整理する。

コスモス (*Cosmos*)

コスモス (*Cosmos*) はキク科コスモス属の総称。また、種としてのオオハルシャギク (*Cosmos bipinnatus*) を指す場合もある。アキザクラ (秋桜) とも言う。

分 類	
界 :	植物界 Plantae
門 :	被子植物門 Magnoliophyta
綱 :	双子葉植物綱 Magnoliopsida
目 :	キク目 Asterales
科 :	キク科 Asteraceae
属 :	コスモス属 <i>Cosmos</i>
和 名	
	アキザクラ (秋桜)



- ・ **オオハルシャギク** : キク科 学名 *Cosmos bipinnatus*
Cosmos (コスモス属)
bipinnatus : (二回羽状の, 再羽状の)
- ・ 花言葉 : 純真
- ・ 開花時期 : 一般に 6月下旬~12月上旬。
- ・ 原産地メキシコ、外来品種だが日本の風景に自然にとけこんでいる秋の代表的な花です。
開花は、早いものは夏のあいだから咲き始め早咲き遅咲きがある。
原産地はメキシコの高原地帯で、18世紀末にスペインマドリードの植物園に送られ、コスモスと名づけられた。日本には明治20年頃に渡来したと言われ、秋の季語としても用いられる。また、他説としてはメキシコから1876年頃にイタリアの芸術家が日本に持ち込んだのが最初との説もある。渡来当時、「あきざくら」と呼ばれていた。「秋桜」の字は、主に秋に咲き、花弁の形が桜に似ているところからの和名で、「コスモス(*cosmos*)」の語源は、ギリシャ語の「秩序」「飾り」「美しい」という意味の「*Kosmos, Cosmos*」の言葉に由来する。このことから、皇がきれいに揃う宇宙のことを、*cosmos* と呼び、花びらが整然と並びこの花も *cosmos* と呼ぶようになったと言われている。なお、キバナコスモス (黄花一、学名:*Cosmos sulphureus*) は、キク科コスモス属の一年草。コスモスの名を冠するが、オオハルシャギクとは同属別種にあたり互いを交配する事は出来ない。

特 徴

秋に桃色・白・赤などの花を咲かせる。花は本来一重咲きだが、舌状花が丸まったものや、八重咲きなどの品種が作り出されている。本来は短日植物だが、6月から咲く早生品種もある。日当たりと水はけが良ければ、やせた土地でもよく生育する。景観植物としての利用例が多く、河原や休耕田、スキー場などに植えられたコスモスの花畑が観光資源として活用されている。ただし、河川敷の様な野外へ外来種を植栽するのは在来の自然植生の攪乱であり、一種の自然破壊であるとの批判もある。(文責:M)